

国土交通大臣から「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けた事業者の皆様へ

2024年度船員計画雇用促進支援助成金

申請のご案内

公益財団法人日本船員雇用促進センター（SECOJ）

当センター（SECOJ）は、内航船員の高齢化の進展による船員不足等に対応し、次世代を担う船員の確保育成を推進するため、海上運送法に基づく「日本船舶・船員確保計画」の認定を受け、船員を雇用して育成した船舶運航事業者等に対し、以下のとおり助成金を支給します。

1. 助成金を受給できる事業者

国土交通大臣による「日本船舶・船員確保計画」の認定を受けている事業者

2. 申請条件・対象者・助成額

助成金は昨年度まで助成金 A（35 歳未満）と助成金 B（35 歳以上 45 歳未満）の 2 区分に別れておりましたが、**今年度からは下記の通り統一されました**。該当する対象者を各支給対象期間（表中の各月数）雇用した場合に申請できます。助成金額は表のとおりです。

支給対象者：雇用開始時に **45 歳未満**の船員未経験者（運航要員と司厨部員。ただし、海技教育機構卒業者は除く。）

2024 年 1 月 1 日以降に雇用開始され、2024 年 12 月 31 日までに支給対象期間を超えた者。

ただし、2023 年 7 月 2 日以降に雇用され、2023 年 12 月 31 日時点ではまだ支給対象期間を超えず、2024 年 1 月 1 日以降に超えた者の場合は、今回申請できます。（例：20 歳・機関部・女性の場合、支給対象期間は 6 か月。2023 年 8 月 1 日入社→2023 年 12 月 31 日時点ではまだ 6 か月を超えず、2024 年 1 月 31 日で雇用 6 か月となった場合等）

助成金区分	船員教育機関卒業者 (海技教育機構を除く)	船員教育機関卒業者以外の者 及び女性・退職自衛官
甲板部	40,000円×1か月	40,000円×3か月
機関部	40,000円×2か月	50,000円×6か月
司厨部	40,000円×3か月	

※「船員教育機関」には、水産系高校専攻科及び水産大学校を含みます。（水産系高校本科卒業、民間の 6 級海技士短期養成課程（第 1 種養成）の場合は、「船員教育機関卒業者以外」となります。）また、女性・退職自衛官の場合は、船員教育機関卒業であっても「船員教育機関卒業者以外」が適用されます。

※各支給対象期間を超えた後に対象者が退職した場合は申請可能ですが、期間途中で退職した場合は不可です。

※助成額は予算の範囲において支給するため、対象者数によっては満額を支給できない場合があります。

3. 申請受付期間と申請方法

本助成金を申請する場合は、**2024 年 11 月 15 日～2025 年 2 月 15 日（必着）**までに、下記 4. の書類を電子メールで提出してください。押印・郵送は不要です。

送信先メールアドレス： senin@secoj.com

※メールの件名は、「〇〇会社（貴社名） 助成金申請」と入力してください。

※2月15日中にメールが届かない場合は、申請を受付できませんのでご注意ください。
※受付後には受領の返信をいたします。1週間以内に返信が届かない場合はご連絡ください。
※電子メールでの申請が難しい場合はご相談ください。

4.提出書類

①及び②はExcelファイルのまま、それ以外はPDFファイル等にしてください。

- ① 「船員計画雇用促進支援助成金支給申請書」(様式第1号)
(SECOJのHPで申請書の様式(Excel)をダウンロードできます。)
- ② 「船員計画雇用促進支援助成金支給要件確認表」(様式第2号)
※国土交通省による船員計画雇用促進助成金の支給要件を満たしているかを確認するものです。**今年度は昨年度から追加となった支給要件があります。**支給要件に関する詳細は下記リンクより6ページの「支給要件」をご参照ください。

国土交通省「日本船舶・船員確保計画」&「船員計画雇用促進助成金」申請の手引き
<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001719507.pdf>

※国土交通省による船員計画雇用促進助成金の事業者の支給要件を満たさない場合は、当助成金の支給対象外となります。

- ③ 国土交通省に提出した「令和6年度船員雇用促進対策事業費補助金交付申請書」に添付した「所要経費に関する調書」(第1号様式)のコピー※

※上記③の調書に記載がない者(司厨員及び国土交通省に助成金の申請を行わなかった者)を申請する場合は、下記の書類も提出してください。調書に記載があれば不要です。

- ④ 船員保険の「被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」又は保険証カードのコピー
(個人情報保護のため、「記号」「番号」「保険者番号」を黒く塗りつぶす等の手配をお願い致します。)
- ⑤ 船員手帳の第三表(顔写真の頁)、第六表及び第七表(P.30からすべての雇入・雇止の記録)のコピー
- ⑥ (上記⑤の雇入・雇止の記録で支給対象期間分の記録を確認できない場合のみ提出)
支給対象期間分の賃金台帳のコピー
- ⑦ 退職自衛官の場合は、退職を証明する書類のコピー

5.支給日

助成金額を確定し、4月を目途に支給します。

◆申請先及びお問い合わせ先◆

〒104-0043 東京都中央区湊一丁目6-1 1 ACN八丁堀ビル
公益財団法人日本船員雇用促進センター(SECOJ) 雇用促進部
TEL : 03-3523-5991 (平日9-12時、13-17時) FAX : 03-3523-5995
EMAIL : senin@secoj.com URL : <https://www.secoj.com/>